



平成 23 年 2 月 25 日
財務省東北財務局

管内地域銀行における中小企業金融円滑化法に基づく 貸付条件の変更等の状況について

管内地域銀行は、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（中小企業金融円滑化法）第 8 条の規定に基づき、法施行日（平成 21 年 12 月 4 日施行）から平成 22 年 12 月末までの貸付条件の変更等の状況を行政庁に報告することとされております。

今般、管内地域銀行における当該報告の状況（速報値）を取りまとめましたので公表いたします。

（問い合わせ先）

理財部金融監督第一課 白藤、仲谷

電話 022-261-9011（直通）

管内地域銀行における中小企業金融円滑化法に基づく貸付けの条件の変更等の実施状況について

速報値

1. 債務者が中小企業者である場合

【上段は件数、下段の()内は金額(単位:百万円)】

	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率① (B)/[(B)+(C)]		実行率② (B)/(A)	
						全国	全国	全国	全国
施行日から平成22年12月 末までの実績	52,285 (1,294,606)	46,542 (1,173,329)	2,101 (50,172)	1,966 (45,886)	1,676 (25,164)	95.7%	97.1%	89.0%	88.6%
施行日から平成22年 9月末までの実績	40,726 (1,017,628)	35,643 (913,848)	1,603 (40,755)	2,134 (42,823)	1,346 (20,144)	95.7%	97.1%	87.5%	87.7%

2. 債務者が住宅資金借入者である場合

【上段は件数、下段の()内は金額(単位:百万円)】

	申込み (A)	実行 (B)	謝絶 (C)	審査中	取下げ	実行率① (B)/[(B)+(C)]		実行率② (B)/(A)	
						全国	全国	全国	全国
施行日から平成22年12月 末までの実績	6,795 (84,762)	4,662 (57,485)	652 (8,246)	492 (6,361)	989 (12,649)	87.7%	89.4%	68.6%	69.8%
施行日から平成22年 9月末までの実績	5,718 (71,446)	3,792 (46,752)	537 (6,574)	550 (7,141)	839 (10,960)	87.6%	89.6%	66.3%	67.5%

※1 全国は、金融庁が公表した地域銀行(地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行(計106行))の実行率(件数ベース)。

※2 管内地域銀行分は、平成23年2月25日現在で東北財務局が取りまとめた速報値。

※3 管内地域銀行とは、東北管内に本店を有する地方銀行及び第二地方銀行をいう(計15行)。

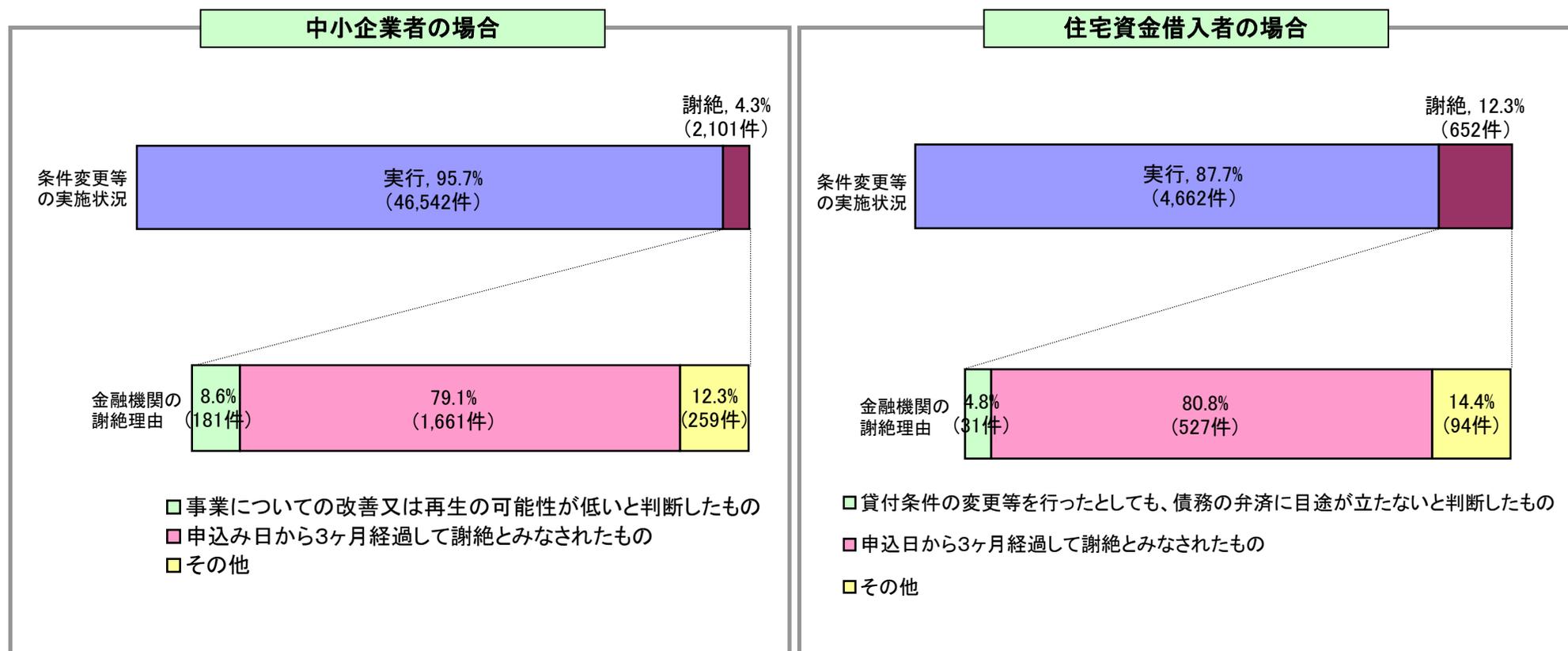
※4 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示。

※5 比率は、小数点以下第二位を四捨五入。

○ 管内地域銀行の貸付条件の変更等の実施状況等について

- 平成22年12月末時点での条件変更等の実施状況をみると、実行率（＝実行件数／（実行件数＋謝絶件数））は、債務者が中小企業者である場合は95.7%、債務者が住宅資金借入者である場合は87.7%となり、概ね高い水準となっている。
- 金融機関が条件変更等を謝絶する際の理由は、「申込みの日から3ヶ月経過して謝絶とみなされたもの」（所謂みなし謝絶※）が太宗を占めている。

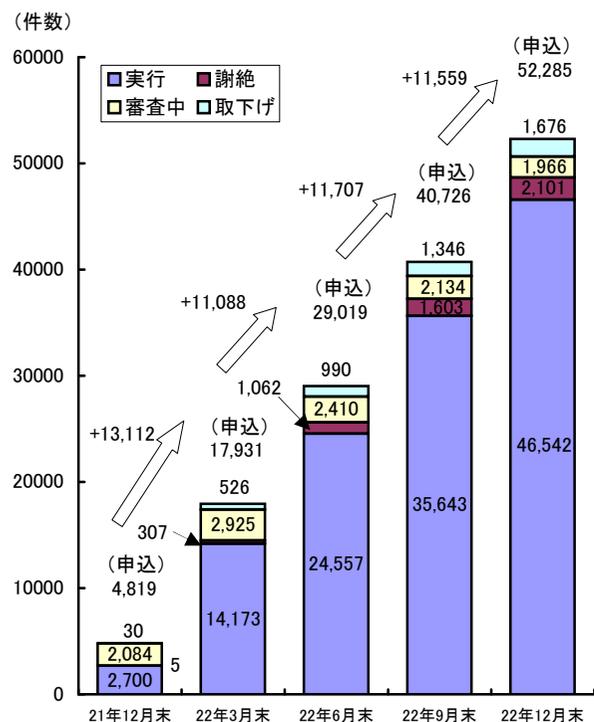
※ 中小企業金融円滑化法（以下「円滑化法」）では、金融機関による条件変更に向けた審査の迅速化を促す等の観点から、「申込みの日から3ヶ月以内に結論に至らなかった案件は、謝絶とみなす」というルールを設定。これにより謝絶とみなされた案件の中には、その後、条件変更の実行に至ったものも存在。



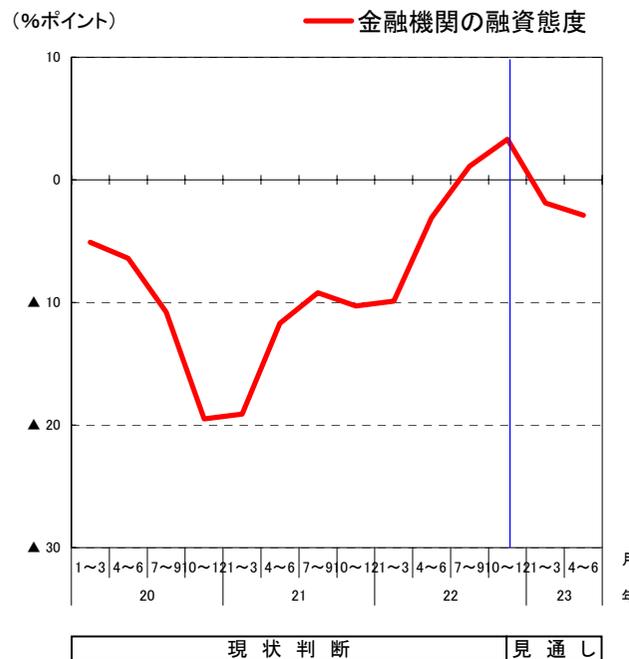
○ 中小企業金融円滑化法の地域へのインパクト

- 管内地域銀行の中小企業者に対する条件変更等への実施状況は、円滑化法施行（平成21年12月）以降現在に至るまでに高い伸びを示している。
- 当局「法人企業景気予測調査」の結果によると、企業が感じている金融機関の融資態度BSIは、円滑化法施行以降、引き続き上昇傾向を示している。また、円滑化法施行から管内の倒産件数は、ほぼ一貫して前年を下回っていたが、このところ前年を上回る月もみられる。
- 円滑化法の施行は、管内金融機関の条件変更等への対応を積極化させ、地域経済に対し一定の下支え機能を果たしたものと考えられる。

中小企業者に対する条件変更等の件数の推移

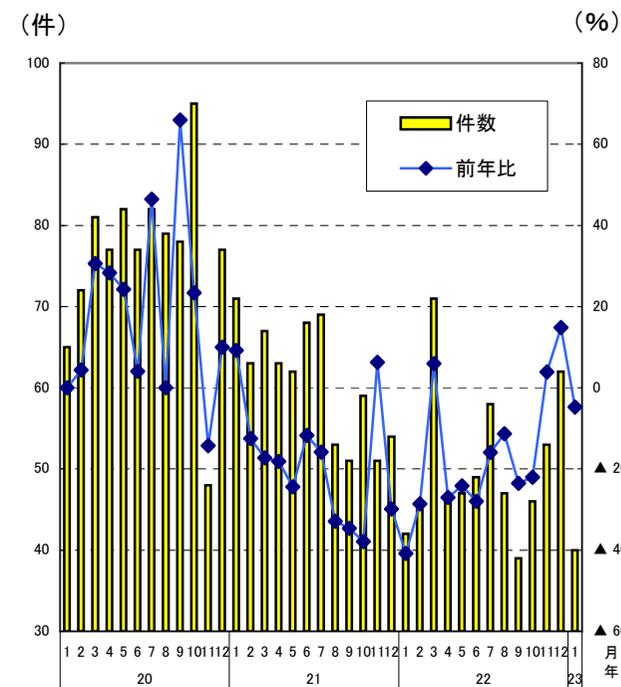


金融機関の融資態度BSIの推移



出典：東北財務局「法人企業景気予測調査」

管内の倒産件数



出典：関東商工リサーチ

○ 財務局としての対応

- ・ 東北財務局は、円滑化法施行後、「中小企業等金融円滑化相談窓口」を設置し、法制度の説明等、地域住民からのご質問・ご相談に応じてきたところ。
- ・ また、円滑化法施行期間の概ね半年後までの間（約1年半）に、金融円滑化に関する検査を原則として全ての銀行、信金、信組に実施することとしています。
- ・ 当局としては、今後とも円滑化法の趣旨を踏まえ、金融機関の中小企業融資・経営改善支援への取組み状況について重点的に検査・監督を行います。

中小企業等金融円滑化相談窓口の受付状況

<件数、平成22年1月～12月末>

	合計	中小企業		個人
		法人	個人事業主	
		銀行	54	
信金・信組・ 労金・系統	36	24	6	6
その他	31	16	2	7
合計	121	71	13	29

○相談等の内訳

制度についての照会	27
条件変更等についての相談	58
条件変更等についての意見要望	24
その他	12
合計	121

円滑化検査の主なチェックポイント

- ・ 顧客から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを受けた場合に、迅速な検討・回答に努めているか。また、謝絶又は資金回収を行う場合には、可能な限り根拠を示して顧客の理解と納得を得るための説明に努めているか。
- ・ 顧客に対する説明においては、顧客の事情をきめ細かく把握して迅速に対応するとともに、これまでの取引関係や顧客の知識、経験及び財産の状況に応じて対応しているか。
- ・ 本部への貸付条件の変更等に係る独立した苦情相談窓口の設置及び営業店等において貸付条件の変更等に係る苦情相談を受け付ける態勢の整備を適切に実施しているか。
- ・ 貸付条件の変更等を行った債務者について、債務者の実態を十分に把握し、適切な資金供給を行っているか。貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みを謝絶していないか。
- ・ 営業推進部門等を過度に重視するのではなく、経営相談・経営指導等をはじめとした金融円滑化、法令等遵守、顧客保護等、統合的リスク管理、各リスク管理、内部監査を重視する具体的方策を実施しているか。例えば、これらの業務に従事する職員につき、業務評価・人事考課上、公平に位置付け、その戦略上の重要性に鑑み適切な評価を与える態勢を整備しているか。

管内金融機関に対する検査実施状況

<件数、平成22年2月～12月末>

銀行	9
信用金庫	16
信用組合	7

※ 計数は検査予告ベース。

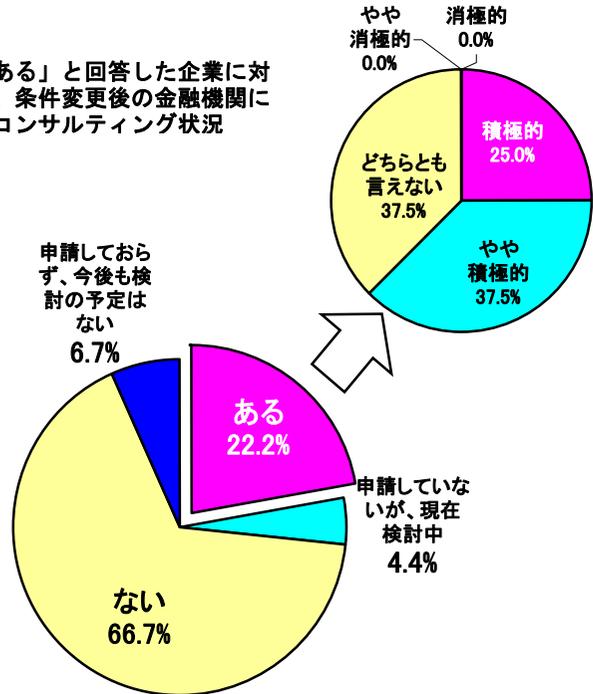
なお、本計数は円滑化検査開始（平成22年2月）以降の金融検査の実施件数であり、総合検査において円滑化の実施状況を検査したものを含んでいる。

○地域金融の実情

・ 当局の宮城県内中堅・中小企業に対するヒアリング結果によれば、条件変更を申し込んだ企業のうち、条件変更後の金融機関によるコンサルティング状況がやや積極的、積極的と答えた企業は6割程度となっており、金融機関において、より一層のコンサルティング機能を発揮することが期待される。

企業の条件変更申込の状況

※「ある」と回答した企業に対する、条件変更後の金融機関によるコンサルティング状況



中小企業金融にかかる中小企業経営者の声

- ・ 親身に話を聞いてもらい最大限の猶予を頂いている。【旅館業】
- ・ 返済猶予はしたものの経営は苦しく、収益の急激な回復は難しい。【サービス業】
- ・ 首都圏等都市部の経済状況が良くなっても、地方都市への波及には時間が相当かかる。【卸売業】
- ・ 中小企業では、良い企画があっても資金的、人材的不足から企画が進展しにくい。金融機関に相談しても金融機関は事業リスクを重視してしまう。【建設業】

中小企業金融にかかる金融機関の声

- 〔実抜計画〕
- ・ 実抜計画策定は、策定期間が1年間あり、顧客が余裕感を抱いていることなどから遅れ気味。
 - ・ 他行協調融資先の計画策定にあたっては、計画内容の他行間調整が難しいケースがある。
- 〔円滑化法延長〕
- ・ 条件変更先の売上増加等に関し、コンサルティング機能の発揮が必要であるが、行内全体への浸透が課題。
 - ・ 元金据置先については、倒産もしないが負債も減らないことから、体力があるうちに経営改善を図る必要。
 - ・ 返済状況に支障が無いにもかかわらず、条件変更の相談がなされるケースがある。

東北財務局において実施した宮城県内の中堅・中小企業(47社)に対するヒアリング結果より

管内地域銀行における中小企業金融円滑化法に基づく貸付けの条件の変更等の実施状況

①債務者が中小企業者である場合

(単位:百万円、%)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (A)	117,232		442,720		701,106		1,017,628		1,294,606	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	90,147	76.9%	337,707	76.3%	535,772	76.4%	783,924	77.0%	992,521	76.7%
うち、実行に係る貸付債権 (B)	55,020	46.9%	280,557	63.4%	480,226	68.5%	721,809	70.9%	917,109	70.8%
うち、謝絶に係る貸付債権 (C)	11	0.0%	4,740	1.1%	20,627	2.9%	28,433	2.8%	33,716	2.6%
うち、審査中の貸付債権 (D)	35,002	29.9%	48,089	10.9%	27,333	3.9%	24,154	2.4%	29,684	2.3%
うち、取下げに係る貸付債権 (E)	106	0.1%	4,304	1.0%	7,568	1.1%	9,501	0.9%	11,994	0.9%
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	27,074	23.1%	105,006	23.7%	165,325	23.6%	233,697	23.0%	302,072	23.3%
うち、実行に係る貸付債権 (F)	11,427	9.7%	75,062	17.0%	129,515	18.5%	192,039	18.9%	256,220	19.8%
うち、謝絶に係る貸付債権 (G)	4	0.0%	2,320	0.5%	7,720	1.1%	12,322	1.2%	16,456	1.3%
うち、審査中の貸付債権 (H)	15,469	13.2%	23,671	5.3%	20,823	3.0%	18,669	1.8%	16,202	1.3%
うち、取下げに係る貸付債権 (I)	160	0.1%	3,931	0.9%	7,244	1.0%	10,643	1.0%	13,170	1.0%
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (Aを再掲)	117,232		442,720		701,106		1,017,628		1,294,606	
うち、実行に係る貸付債権 (B)+(F)	66,447	56.7%	355,619	80.3%	609,741	87.0%	913,848	89.8%	1,173,329	90.6%
うち、謝絶に係る貸付債権 (C)+(G)	15	0.0%	7,060	1.6%	28,347	4.0%	40,755	4.0%	50,172	3.9%
うち、審査中の貸付債権 (D)+(H)	50,471	43.1%	71,760	16.2%	48,156	6.9%	42,823	4.2%	45,886	3.5%
うち、取下げに係る貸付債権 (E)+(I)	266	0.2%	8,235	1.9%	14,812	2.1%	20,144	2.0%	25,164	1.9%

②債務者が住宅資金借入者である場合

(単位:百万円、%)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末	
	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	9,186		36,110		55,102		71,446		84,762	
うち、実行に係る貸付債権	989	10.8%	17,976	49.8%	33,288	60.4%	46,752	65.4%	57,485	67.8%
うち、謝絶に係る貸付債権	25	0.3%	1,114	3.1%	4,751	8.6%	6,574	9.2%	8,246	9.7%
うち、審査中の貸付債権	7,870	85.7%	12,854	35.6%	8,945	16.2%	7,141	10.0%	6,361	7.5%
うち、取下げに係る貸付債権	291	3.2%	4,147	11.5%	8,095	14.7%	10,960	15.3%	12,649	14.9%

(注1) 金額は、各金融機関が円単位で集計した上で百万円未満を切り捨て処理したものの合算値であることから、総計と内訳計数の積上げは一致しない。

(注2) 比率は、小数点以下第二位を四捨五入。

管内地域銀行における中小企業金融円滑化法に基づく貸付けの条件の変更等の実施状況

①債務者が中小企業者である場合

(単位:件、%)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (A)	4,819		17,931		29,019		40,726		52,285	
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	2,414	50.1%	9,123	50.9%	15,266	52.6%	21,478	52.7%	27,536	52.7%
うち、実行に係る貸付債権 (B)	1,597	33.1%	7,723	43.1%	13,653	47.0%	19,626	48.2%	25,365	48.5%
うち、謝絶に係る貸付債権 (C)	2	0.0%	125	0.7%	491	1.7%	725	1.8%	901	1.7%
うち、審査中の貸付債権 (D)	805	16.7%	1,106	6.2%	802	2.8%	718	1.8%	760	1.5%
うち、取下げに係る貸付債権 (E)	10	0.2%	169	0.9%	320	1.1%	409	1.0%	510	1.0%
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権	2,405	49.9%	8,808	49.1%	13,753	47.4%	19,248	47.3%	24,749	47.3%
うち、実行に係る貸付債権 (F)	1,103	22.9%	6,450	36.0%	10,904	37.6%	16,017	39.3%	21,177	40.5%
うち、謝絶に係る貸付債権 (G)	3	0.1%	182	1.0%	571	2.0%	878	2.2%	1,200	2.3%
うち、審査中の貸付債権 (H)	1,279	26.5%	1,819	10.1%	1,608	5.5%	1,416	3.5%	1,206	2.3%
うち、取下げに係る貸付債権 (I)	20	0.4%	357	2.0%	670	2.3%	937	2.3%	1,166	2.2%
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権 (Aを再掲)	4,819		17,931		29,019		40,726		52,285	
うち、実行に係る貸付債権 (B)+(F)	2,700	56.0%	14,173	79.0%	24,557	84.6%	35,643	87.5%	46,542	89.0%
うち、謝絶に係る貸付債権 (C)+(G)	5	0.1%	307	1.7%	1,062	3.7%	1,603	3.9%	2,101	4.0%
うち、審査中の貸付債権 (D)+(H)	2,084	43.2%	2,925	16.3%	2,410	8.3%	2,134	5.2%	1,966	3.8%
うち、取下げに係る貸付債権 (E)+(I)	30	0.6%	526	2.9%	990	3.4%	1,346	3.3%	1,676	3.2%

②債務者が住宅資金借入者である場合

(単位:件、%)

	平成21年12月末		平成22年3月末		平成22年6月末		平成22年9月末		平成22年12月末	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権	748		2,939		4,415		5,718		6,795	
うち、実行に係る貸付債権	88	11.8%	1,498	51.0%	2,695	61.0%	3,792	66.3%	4,662	68.6%
うち、謝絶に係る貸付債権	5	0.7%	93	3.2%	384	8.7%	537	9.4%	652	9.6%
うち、審査中の貸付債権	633	84.6%	1,022	34.8%	707	16.0%	550	9.6%	492	7.2%
うち、取下げに係る貸付債権	22	2.9%	326	11.1%	629	14.2%	839	14.7%	989	14.6%

(注) 比率は、小数点以下第二位を四捨五入。